

平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	3.大気・水・土壌環境等の保全	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	水・大気環境局 総務課長 岡部直己		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	2 章	大気環境の保全
施策(節)	1 節	2 大気環境の保全 3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全 5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策		3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
				5 章	化学物質対策
その他関連する個別計画		ヒートアイランド対策大綱(平成 16 年 3 月 1 日策定)			

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の方針	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。				
	予算動向	H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	6,809,009	4,573,889	5,412,577	
	一般会計	6,809,009	4,573,889	5,412,577	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	【大気環境の保全】				
	<ul style="list-style-type: none"> 固定発生源からの大気汚染に関する、規制や自主的取組の促進など多様な措置の実施。 自動車排出ガス等による大気汚染に関する、規制、助成、税制措置、普及啓発など多様な措置の実施。 大気環境に係る科学的知見の充実、その他基礎調査の実施。 大気環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 				
	【大気生活環境の保全】				
	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・悪臭に係る規制その他の対策、ヒートアイランド現象や光害の対策の実施。 				
	【水環境の保全】				
<ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定とその達成・維持に向けた適切な施策の実施。 新環境基本計画戦略的プログラムに沿って、流域全体を視野に置いた、地下水涵養機能や水環境の保全に対する総合的な取組の実施。 工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水汚染対策、基準値を超える底質対策など負荷の発生形態に応じた対策の実施。 閉鎖性水域における汚濁負荷の発生状況、汚濁の蓄積状況の把握、効果的な負荷削減等対策の実施。底質、底生生物を含めた水環境の保全・改善。 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく規制の実施。 湧水の復活・保全のためのガイドライン作成等、総合的な支援策の実施。 水環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 					
【土壌環境の保全】					
<ul style="list-style-type: none"> 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策の推進。 土壌汚染対策法に基づく汚染の状況の把握、及び汚染の除去等の措置の実施(市街地土壌汚染対策の実施)。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策の実施。 					
【ダイオキシン類・農薬対策】					
<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法及び農薬取締法に基づく規制の実施。 					

施策の方針に対する総合的な評価

全国の大気環境基準の達成状況については、全体として改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、第166回通常国会において、自動車NO_x・PM法の改正法案を提出(平成19年5月18日公布)した。

近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM_{2.5})について、各種調査を継続的に実施してきたが、総合的な健康影響評価を行うためには、知見・データの更なる充実が急務となっている。

光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも悪化している。また、光化学オキシダント注意報も多発している。

騒音、振動、悪臭に係る苦情件数が近年増加傾向にあり、期待する成果が得られていない。航空機騒音の環境基準については、新たな評価指標の採用に向けて中央環境審議会に諮問を行った。ヒートアイランド対策では、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しているが、民間事業者等の取組がより一層求められている。また、街の快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。

水質に係る環境基準の設定とその達成・維持のための取組(水質汚濁防止法に基づく排水規制等)を着実に実施した結果、環境基準の達成状況に着実な成果が現れている。しかしながら、公共用水域における生活環境項目及び地下水質の環境基準の超過が見られる等成果が十分ではない水域等が依然としてある。

農業に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、個別農薬ごとの基準の設定を進めた。また、水質汚濁に係る登録保留基準についても、より適切なりスク管理を行っていく観点から同基準を改正し平成18年8月に施行する等、人の健康保護と生態系保全の充実に向けた着実な進展が見られる。

ダイオキシン類対策については、H17年の排出総量がH15年比で約13%削減されており、目標達成に向け、削減は順調に進んでいる。

土壤汚染対策法の施行後4年が経過し、法律に基づく土壤汚染の調査・対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壤汚染の調査・対策が広く実施された。また、農用地及びダイオキシン類に係る土壤汚染対策地域についても着実に調査・対策が推進された。



今後の主な課題

大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策及び局地汚染対策の推進。

PM_{2.5}に係る総合的な健康影響評価の実施、大気汚染状況の的確な把握及び必要に応じた濃度低減対策の検討。

光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握及び注意報の発令状況の改善。

IMO(国際海事機関)における審議を踏まえつつ、NO_x等の船舶からの排出ガス対策を強化する。

大気生活環境の保全について、近年の苦情傾向や国際動向等に対応した対策の実施、長期的視点も考慮に入れた民間事業者等におけるヒートアイランド対策に向けた取組の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだ街作りの推進。

閉鎖性水域の水環境改善に向けた取組、的確かつ効率的なモニタリング体制の確立、地下水の総合的な管理、湧水の保全、国際的な水問題解決のための貢献等

農業について、生態系保全の充実に向けた取組の強化、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮した人の健康保護のためのリスク管理措置の充実。

国際的な動向を踏まえたダイオキシン類対策の一層の推進。

土壤汚染対策法の施行を通して浮かび上がってきた土壤汚染対策法の対象範囲や搬出汚染土壌の適切な処理の確保等の課題等についての整理検討。食品の基準の見直し動向を踏まえた、農用地土壤汚染対策に係る指定要件の検討。



今後の主な取組

中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」(平成19年2月23日)等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策を着実に実施するとともに、これらの事務の執行に必要な定員を要求する。

PM_{2.5}の健康影響に係る調査研究の推進、大気環境濃度の把握、必要に応じた発生源対策の検討・実施。

光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、更なる対策のあり方の検討。

自動車と比較して立ち遅れている船舶からのNO_x等の排出ガス対策を講じるとともに、これらの事務の執行に必要な定員を要求する。

大気生活環境の保全について、工場・事業場騒音、建設作業騒音の規制等の施策の更なる拡充、交通騒音モニタリングのあり方の検討。注目度の高い中枢街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだ街作り推進のための人材育成、個別ツールの開発、講習会の開催等の実施。

閉鎖性水域の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準の早期撤廃に向けた取組の実施、的確かつ効率的なモニタリング手法及び水質監視体制の確立を図るための検討、地下水の総合的な管理に向けた検討・対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、平成 19 年 4 月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組等の実施

農業について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の着実な設定の推進、陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向けた取組の推進、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化、POPs条約や WHO の検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進、土壤汚染に関する様々な現状・課題の把握、制度等の必要な見直し。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

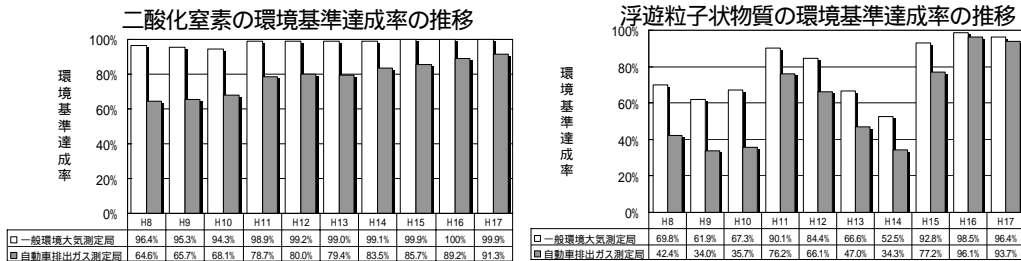
今後の施策の方向性	予算要求等への反映	- a
	機構・定員要求への反映	

当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 3-1	大気環境の保全 固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。	
環境白書での位置づけ	2章4節 大都市圏等への負荷の集積による問題への対策 2章7節 大気環境の監視・観測体制の整備	
関係課・室	水・大気環境局総務課、大気環境課、自動車環境対策課、環境管理技術室	
指標の名称及び単位	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率[%] ア.二酸化いおう キ.トリクロロエチレン ス.ニッケル化合物 イ.一酸化炭素 ク.テトラクロロエチレン セ.クロロホルム ウ.浮遊粒子状物質 ケ.ジクロロメタン ソ.1,2-ジクロロエタン エ.二酸化窒素 コ.アクリロニトリル タ.1,3-ブタジエン オ.光化学オキシダント サ.塩化ビニルモノマー カ.ベンゼン シ.水銀 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%] ア.二酸化窒素(NO ₂) ウ.光化学オキシダント オ.一酸化炭素(CO) イ.浮遊粒子状物質(SPM) エ.二酸化いおう(SO ₂) 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%] ア.二酸化窒素(NO ₂) イ.浮遊粒子状物質(SPM) (間接)低公害車の普及台数[万台] (間接)燃料電池自動車の普及台数[台] (参考)一般環境大気測定局の数[局数] (参考)自動車排出ガス測定局の数[局数]	

指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値	
指標	ア	99.8	99.7	99.9	99.7	-	100	
	イ	100	100	100	100	-	100	
	ウ	52.5	92.8	98.5	96.4	-	100	
	エ	99.1	99.9	100	99.9	-	100	
	オ	0.3	0.1	0.1	0.3	-	100	
	カ	91.7	92.2	94.5	96.1	-	100	
	キ	100	100	100	100	-	100	
	ク	100	100	100	100	-	100	
	ケ	99.7	100	100	100	-	100	
	コ	100	100	100	100	-	100	
	サ	100	100	100	100	-	100	
	シ	100	100	100	100	-	100	
	ス	97.1	97.4	98.2	99.1	-	100	
	セ	100	100	100	99.7	-	100	
	ソ	100	99.4	100	99.5	-	100	
	タ	100	100	100	100	-	100	
	ア	83.5	85.7	89.2	91.3	-	100	
	イ	34.3	77.2	96.1	93.7	-	100	
	ウ	11.1	7.4	3.6	0	-	100	
	エ	99.0	100	100	100	-	100	
	オ	100	100	100	100	-	100	
	ア	69.3	76.4	81.1	85.1	-	100	
	イ	24.7	61.9	96.1	92.8	-	100	
		458	711	968	1219	-	H22 年度	1,000
		23	50	61	60	-		50,000
	1,704	1,660	1,639	1,619	-	-	-	
	430	441	447	447	-	-	-	
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-			
	根拠等	<p>(ア、イ、ウ、オ)、 (イ)大気の汚染に係る環境基準について(昭和 48 年環告 25)</p> <p>(エ)、 (ア)二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年環告 38)</p> <p>(カ～ケ)ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成 9 年環告 4)</p> <p>(コ～ス)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第 7 次答申)」(平成 15 年 7 月)</p> <p>(セ～タ)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第 8 次答申)」(平成 18 年 11 月)</p> <p>、 低公害車開発普及アクションプラン(平成 13 年 7 月)</p>						
評価・分析	<p>【必要性】</p> <p>大気環境の保全を通じて人の健康の保護を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。</p> <p>大気汚染の状況については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見られるものの、大都市圏を中心に環境基準を達成していない測定局が依然として残っているため、引き続き対策を講じていく必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策等の取組が有効に機能しており、一般環境大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、光化学オキシダントを除き良好な状況が継続していると考えられる。</p>							

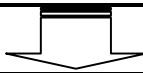
自動車単体対策、低公害車の普及促進、自動車NO_x・PM法に基づいた対策等により、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については91.3%、浮遊粒子状物質については93.7%に改善するなど、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成17年度)。



これまで未規制であったオフロード特殊自動車について、平成18年10月から排出ガス規制を開始し、建設業者に対する排出ガス抑制指針を作成した。大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報等をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策については、大気汚染防止法等を改正し、工作物の解体等作業も規制の対象とした(平成18年10月施行)。また、大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行った。近年、企業による排出基準の超過や測定データの改ざん等、公害防止の取組に関する不適正な事案が散見されたことから、平成18年度に、「環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会」の審議を踏まえ、事業者が公害防止に関する環境管理体制の構築に取り組む際の参考となる行動指針を作成し、周知した。

【効率性】

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントに係る課題に対応するため、原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策を平成18年4月より開始したところ。対策の実施に当たっては、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的、効率的に組み合わせるベスト・ミックスにより、取り組むこととしている。自動車排出ガス対策については、特に大気環境基準を達成していない自動車交通量が集中する一部の交差点等の局地を対象に、局地汚染対策及び流入車対策を効果的・効率的に実施するため、これらの対策を柱とする自動車NO_x・PM法の改正案を第166回国会に提出した(平成19年5月18日公布)。

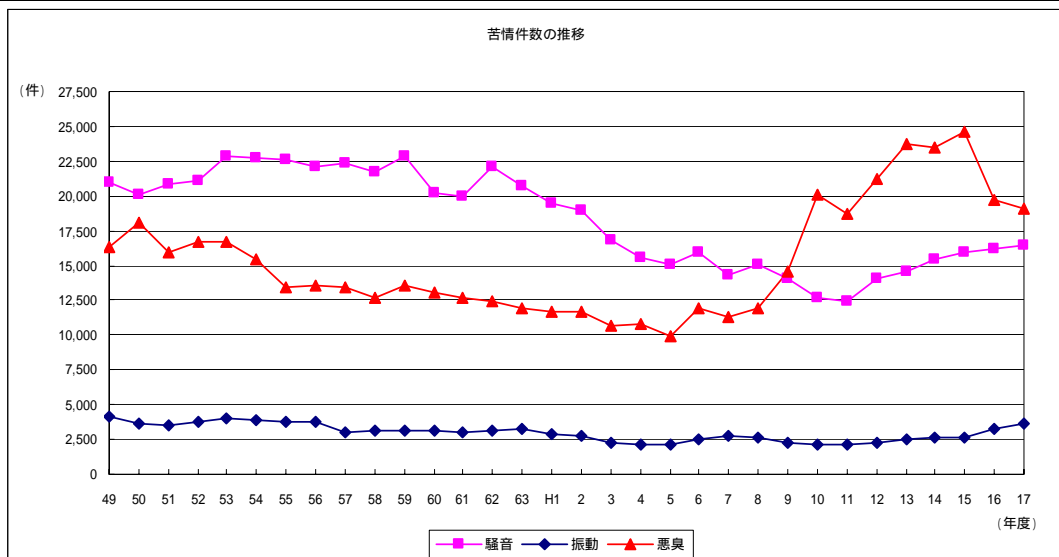


< 今後の展開 >

光化学オキシダントの環境基準達成率が未だ極めて低く、健康影響などが懸念されるため、引き続き固定発生源からのVOC排出抑制対策を進めるとともに、今後の光化学オキシダント対策の施策立案に資するべく、国内におけるオゾン濃度の今後の動向予測とその影響評価、農作物、森林等の植物影響調査を行う。また、光化学オキシダント注意報も多発しており、大陸からのオゾン移流が一因と考えられるため、有識者による検討を行う。有害大気汚染物質について、優先取組物質以外の測定データが少なく、多数の物質の測定方法が未確立であることから、測定方法の開発、モニタリングの推進に取り組む。また、有害大気汚染物質による局所大気汚染の状況を把握するとともに、発生源対策を推進する。自動車交通量の多い一部の交差点等においては大気環境基準を達成していない局地的な汚染が継続しており、車種規制の及ばない対策地域外からの流入車による影響が大きいことから、従来の施策に加え、局地汚染対策、流入車対策等を推進する。また、引き続き低公害車の普及促進等に取り組む。オフロード特殊自動車に対する適正燃料の使用等について指針を作成し指導する。

微小粒子状物質(PM2.5)について、総合的な健康影響評価を実施するための知見・データの更なる充実のため、健康影響に係る調査研究の推進、大気環境濃度の把握、発生源対策を進める。
 公害防止に関する事業者の取り組み状況を把握するとともに実効性を向上させる施策について検討を進める。

目標 3-2	大気生活環境の保全 騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。						
環境白書での位置づけ	2章5節 多様な有害物質による健康影響の防止						
	2章6節 地域の生活環境に係る問題への対策						
関係課・室	大気生活環境室、自動車環境対策課						
指標の名称及び単位	騒音に係る環境基準達成率(一般地域) [%] 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域) [達成割合(%) / (評価対象:千戸)] 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース) [%] 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース) [%] (参考)騒音に係る苦情件数[件] (参考)振動に係る苦情件数[件] (参考)悪臭に係る苦情件数[件] (参考)都市域における年間の30 超高温時間数、熱帯夜日数[時間/日] (参考)スターウォッチングネットワーク参加者数[人]						
指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値
指標	73.8	72.5	73.9	77.8	調査中	-	100
	80.1/1,934	80.7/2,395	81.4/2,663	84.4/2,914	調査中	H21 年度	100
	71.4	72.7	71.8	73.2	調査中	-	100
	39.2	37.5	38.4	38.5	調査中	-	100
	15,461	15,928	16,215	16,470	調査中	-	-
	2,614	2,608	3,289	3,599	調査中	-	-
	23,519	24,587	19,657	19,114	調査中	-	-
	452/41	211/22	474/50	350/37	214/25	-	-
12,999	10,535	11,478	10,432	調査中	-	-	
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-		
	根拠等	、騒音に係る環境基準について(平成 10 年環告 64) 航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年環告 154) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環告 46)					
評価・分析	【必要性】 大気環境の保全を通じて良好な生活環境の保護を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。 騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向け、全国各地域の自動車騒音の状況を把握することにより、規制や効率的な騒音対策を推進する必要がある。 多種多様な悪臭の苦情への対応を図るため、生活環境に係る臭気対策を推進する必要がある。 騒音・振動の苦情件数は増加傾向にあり、特に建設騒音・振動の苦情の割合が増加しており対策が必要。						

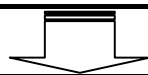


【有効性】

自動車騒音の常時監視体制を継続し、全国の自動車騒音の状況結果を取りまとめ、インターネット等で広く公開しており、自動車騒音の状況の把握に利用されている。
 増加傾向にあった悪臭の苦情件数はここ2年連続で減少している。しかし、苦情件数は依然として高い水準にある。一方で、臭気指数規制を導入しているのは218市区町村(規制地域を有する地方公共団体の17%)にとどまる。
 スターウォッチングネットワークは毎年1万人以上が参加し、光害問題に関する市民への普及啓発が図られている。

【効率性】

インターネット等を利用して自動車騒音の状況の周知を行うことにより、効率的な情報提供が可能となっている。
 騒音・振動の新たな規制手法の検討や生活環境に係る臭気対策を通じて、適切な苦情への対応を図っている。
 注目度の高い都市の中核街区で集中的にヒートアイランド対策を行うことで、効率的な施策の推進を図っている。

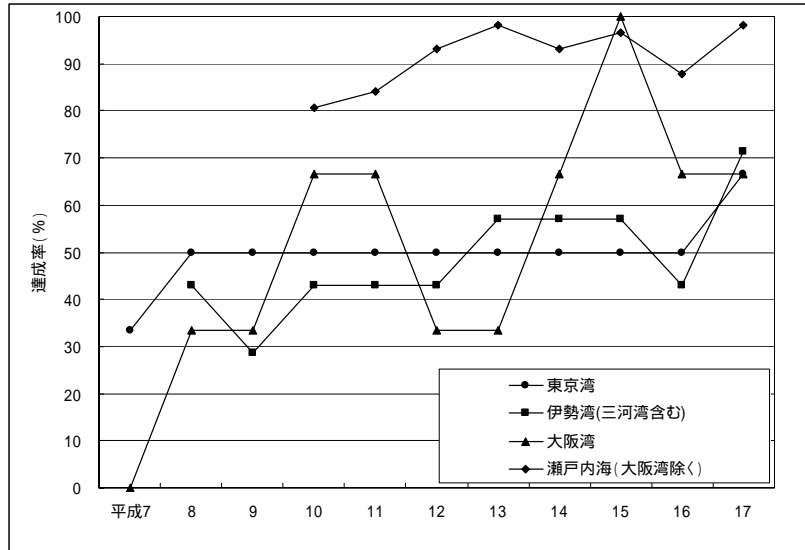


< 今後の展開 >

騒音に係る環境基準の達成目標年次(平成21年度)に向け、全国の自動車騒音対策の状況把握と、環境基準未達成地域に対する知見を得て、自動車交通騒音対策の推進を図る。
 航空機及び新幹線鉄道騒音の音源周辺の土地利用の改善及び音源対策を推進するとともに、騒音モニタリングのあり方を検討する。
 生活環境に係る臭気対策を進めるとともに、嗅覚測定簡便法の開発、臭気指数測定の精度管理の徹底を行う。
 建設作業に係る新たな規制手法の検討を始めとした騒音・振動の評価・規制手法の検討を行う。
 光害対策ガイドライン等を活用して、地方公共団体における良好な照明環境の実現を図る取組を支援する。
 長期的視点(実態把握観測、都市形態の改善等)も考慮に入れたヒートアイランド現象の環境影響の調査等に引き続き取り組むとともに、地方公共団体の取組の促進や民間事業者等による取組の支援を行う。
 感覚環境の観点を取り込んだ街作り推進のために、人材育成、個別ツールの開発、講習会の開催などを行う。

目標 3-3	水環境の保全						
	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。						
環境白書での位置づけ	3章第1節 環境保全上健全な水循環の確保						
	3章第2節 水利用の各段階における負荷の低減						
	3章第3節 閉鎖性水域などにおける水環境の保全						
	3章第5節 水環境の監視等の体制の整備						
	3章第7節 地盤環境の保全						
関係課・室	水環境課、閉鎖性海域対策室、地下水・地盤環境室						
指標の名称及び単位	<p>健康項目基準達成率[%]</p> <p>生活環境項目(BOD/COD)基準達成率[%]</p> <p>各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/リットル]</p> <p>瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>大阪湾における水質環境基準達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(COD、全窒素、全燐の順)[トン/日]</p> <p>赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順)[件]</p> <p>地下水基準達成率[%]</p> <p>年間2cm以上の地盤沈下面積[km²]</p> <p>湧水の把握件数[件]</p> <p>(間接)排水基準違反件数[件]</p> <p>(間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率[%]</p> <p>(参考)常時監視における要監視項目測定地点数[地点]</p> <p>(参考)公共用水域水質等常時監視における測定値点数[地点(検体数)]</p> <p>(健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類に係る水質、ダイオキシン類に係る底質の順)</p> <p>(参考)瀬戸内海における埋立免許面積(各年の数値は前年の11月2日～11月1日までの合計)[ha]</p> <p>²¹(参考)地下水質常時監視における測定井戸数(概況調査、ダイオキシン類の順)[本数]</p> <p>²²(参考)全国水生生物調査参加者数[人]</p>						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	99.3	99.3	99.3	99.1	調査中	-	100
	81.7	83.8	85.2	83.4	調査中		100
	「今後の展開」の後に記載						
	69/92	70/97	67/87	74/97	調査中	各年度	100/100
	69/93	70/97	67/88	74/98	調査中		100/100
	67/67	67/100	67/67	67/67	調査中		100/100
	68/50	68/50	63/50	63/67	調査中		100/100
	44/57	50/57	50/43	50/71	調査中		100/100
	87/60	93/40	80/60	87/60	調査中		100/100
86/75	86/100	71/100	64/100	調査中	100/100		

指標		H 元 年度 1,465 1,143 87.4	6 年 度 1,278 1,138 81.4	11 年 度 1,140 993 76.7	16 年 度 958 813 56.7	調査中	H21 年度	897 787 53.0
		89/42/15	106/35/15	118/38/14	115/35/16	調査中	-	-
		93.3	91.8	92.2	93.7	調査中	-	100
		461	3	176	4	調査中	-	0
		-	-	-	-	12,331 (算出方法を 検討中のた め暫定値)	-	増加傾向 を維持
		8	10	4	14	調査中	-	0
		100/0	100/0	100/0	100/0	100/0	-	100/100
		算出方法を 検討中	算出方法を 検討中	算出方法を 検討中	算出方法を 検討中	情報収集中 (12月目途)	-	-
		5,695 (278,745) 7,279 (430,271) 2,188 (2,666) 1,766 (1,831)	5,708 (272,762) 7,267 (429,709) 2,126 (2,701) 1,825 (1,958)	5,703 (269,127) 7,257 (429,054) 2,057 (2,627) 1,740 (1,870)	5,600 (259,795) 7,208 (420,055) 1,912 (2,550) 1,623 (1,730)	調査中	-	-
		35.2	49.5	43.9	76.5	調査中	-	-
	21	5,269 1,310	5,129 1,200	4,955 1,101	4,691 922	調査中	-	-
	22	91,649	85,907	90,782	85,910	74.968	-	-
	目標を設定 した根拠等	基準年	-			基準年の値	-	
根拠等		湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針 排水基準違反はゼロが望ましい 底質対策の着手が100%となり、かつ全て完了することが望ましい						
評価・分析	<p>【必要性】</p> <p>水環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、水質汚濁防止法等によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。</p> <p>指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において生活環境項目に係る水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要がある。</p> <p>東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海は、汚濁物質が滞留しやすく排水基準のみでは生活環境項目に係る環境基準の達成が困難である広域的な閉鎖性海域であり、これらを指定水域として水質総量規制を実施している。大阪湾を除く瀬戸内海では、長期的に見ると窒素・磷の環境基準達成率が高い水準に改善された一方で、それ以外の海域は生活環境項目に係る環境基準の達成率が十分とは言えず、海域環境保全施策を更に推進する必要がある。</p>							



東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における全窒素及び全燐の環境基準達成率の推移

有明海・八代海においては、赤潮の多発、漁獲量の低迷等が深刻な状況にあり、両海域の再生が急務となっている。

【有効性】

水質環境基準の健康項目については、公共用水域のほぼ全ての地点で基準を達成している。生活環境項目に関しては、公共用水域全体では基準達成率が83.4%(平成17年度)と渇水による河川流量の減少の影響により平成16年度に比べて低下したものの、総体としては上昇する傾向にある。また、地下水の環境基準達成率は90%以上となっている。

(参考)

指 標		H15年度	H16年度	H17年度	出 典
生活環境項目 (BOD / COD) 基準達成率 (%)	全体	83.8	85.2	83.4	公共用水域水質測定結果
	河川	87.4	89.8	87.2	
	湖沼	55.2	50.9	53.4	
	海域	76.2	75.5	76.0	

公共用水域及び地下水の常時監視の測定地点数等には減少も見られ、よりの確かつ効率的なモニタリング体制について検討する必要がある。

水生生物の保全に係る水質環境基準については、平成18年6月に初めて、北上川、多摩川、大和川、吉野川の4水域に係る河川及び湖沼の類型指定を行うとともに、同基準項目である亜鉛の排水基準値を平成18年12月に強化した。

各自治体による水質汚濁防止法に基づく立入検査のより一層の重点化・効率化を図るため、最近の事案やこれまでの知見を踏まえ、平成18年4月に『水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き』を作成した。

地盤沈下については、全国的には概ね減少傾向にあるものの、その推移は安定しているとは言い難い。環境基準等の目標に関する必要な調査研究、水環境・地盤環境の監視体制の整備等により施策展開の基礎を得ることができた。

湖沼水質保全については、下水道等の汚水処理施設の整備等の汚濁負荷削減に取り組んだ結果、複数の指定湖沼において、湖沼水質保全計画に掲げた生活環境項目に係る水質目標値を達成したものの、全体として顕著な改善は見られなかった。

水質総量規制により指定水域では汚濁負荷量の削減が着実になされている。その結果、指定水域の水質は改善傾向にあり大阪湾を除く瀬戸内海については窒素・燐の環境基準がほぼ達成されるに至った。一方で、東京湾、伊勢湾及び大阪湾については、環境基準の達成率は十分とは言えない状況であることが

ら、平成 21 年度を目標年度とした第 6 次水質総量削減基本方針(平成 18 年 11 月策定)においては、東京湾、伊勢湾及び大阪湾については、水環境の改善を図ることを目途として汚濁負荷量の削減を図り、大阪湾を除く瀬戸内海については、水質の悪化防止等を目途として各種施策を推進することとした。

有明海・八代海の環境悪化、水産資源の減少については十分な解明がなされておらず、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき、環境省に設置された評価委員会において、今後取り組むべき課題を含めた議論がなされている。同委員会においては、平成 18 年 12 月に委員会報告が取りまとめられ、両海域の再生にかかる評価がなされている(海域環境の長期的な悪化と水生生物の減少を指摘するとともに、具体的な再生方策及び解明すべき課題を提言)。

【効率性】

円滑な排水規制及び地下水浄化対策の実施のため、公害防止用設備の特別償却制度等の税制優遇措置を設けて、事業者の汚水処理用設備及び地下水浄化施設等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との効率的な組み合わせについても随時検討・実施を行っている。

底質のダイオキシンの測定は、費用が高額で時間がかかることから、都道府県などによる汚染された底質の浄化対策を推進するため、定量下限値や再現性などが確保できる迅速で低廉な簡易測定法の検討を行っている。

公共用水域・地下水の水質常時監視及び地盤沈下監視について、モニタリング手法及び、モニタリングの内容を適切に評価するための基準について検討を行っている。

指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等を組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。施策の実施に当たっては、例えば調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。

閉鎖性海域の汚濁負荷の削減については、工場・事業場に対する直接規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や、汚濁負荷削減指導等を組み合わせ、効率的に実施している。特に総量規制地域については、5 年ごとに施策の実施状況を点検し、新たな施策を立案することにより、現状に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。また、施策の実施に当たっては、例えば調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。

有明海、八代海の再生を効率的に進めるため、環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会における審議状況を踏まえ、有明海・八代海の海域環境の悪化や生物資源の減少の原因・要因の解明に関する調査研究、両海域における海域環境モニタリングを推進している。



< 今後の展開 >

水質汚濁に係る環境基準等の見直しの検討、水環境の健全性指標の検討等、水環境の目標に関し必要な調査検討を行う。

未規制発生源対策や水生生物保全の観点も含めた水環境への負荷の低減について、排水規制等のあり方を検討する。硝酸性窒素等による地下水汚染について、各汚染地域の実情に応じた対策を推進する。

公共用水域、地下水の常時監視及び地盤沈下監視の効率的なモニタリング手法の検討・確立を行う。

適正な地下水位の確保等を図るため、地下水の有効利用を含めた管理手法を検討し、対策を実施する。

湧水の復活・保全のあり方について検討し、流域全体を視野においた取組を推進する。

環境保全上健全な水循環の確保に向け、流域全体を視野においた水循環計画の策定を促進する。

水環境保全活動の普及啓発・効果的なアピール等を推進する。

多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要があることから、湖沼法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。平成 18 年度から改正湖沼法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画の策定が順次なされており、同計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムの更なる解明等の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る。

水質総量規制の指定水域においては、平成 21 年度を目標年度とした第 6 次水質総量規制に係る新たな総量削減基本方針(平成 18 年 11 月策定)に基づいて、関係都府県において策定される総量削減計画に基づき、汚濁負荷削減目標量の達成に向けた取組を総合的に推進する。更に閉鎖性海域の総合的な水環境改善を展開するための中長期的なビジョンの検討、水質汚濁メカニズムに関する調査研究、指定水域の水環境に関する情報発信及び豊かな沿岸環境の実現に向けた普及・啓発活動等を推進する。

瀬戸内海の水環境保全については、上記の取組のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法第 3 条に基づく瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、良好な環境保全と創出のための施策を推進するとともに、瀬戸内海の新たな環境保全のあり方について調査研究を進める。

有明海・八代海については、平成 18 年 12 月に有明海・八代海総合調査評価委員会が取りまとめた委員会報告を踏まえて、両海域の再生に資する総合的な調査研究を関係省庁と連携して実施する。

上記目標内指標 各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ℓ]

		指 標 年 度					目標値(現行計画)		
		H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H22 年度		
霞ヶ浦	西 浦	COD	7.8	8.6	9.0	8.9	調査中	8.2	
		T-N	0.96	0.95	1.2	1.1		0.92	
		T-P	0.12	0.11	0.10	0.10		0.10	
	北 浦	COD	8.7	8.5	9.3	8.1		7.6	
		T-N	0.86	0.88	1.5	1.1		0.86	
		T-P	0.095	0.099	0.13	0.092		0.090	
	常陸利根川	COD	8.4	7.7	8.0	7.9		7.4	
		T-N	0.97	0.84	0.92	1.0		0.84	
		T-P	0.087	0.083	0.088	0.093		0.074	
印旛沼	COD	10.0	11.0	10.0	9.6	調査中	8.9		
	T-N	2.2	3.0	3.1	2.9		2.7		
	T-P	0.11	0.12	0.13	0.11		0.10		
手賀沼	COD	10.0	9.8	10.0	9.3	調査中	8.5		
	T-N	2.8	2.9	2.9	2.8		2.6		
	T-P	0.20	0.17	0.18	0.17		0.15		
琵琶湖	北湖	COD	3.1	2.8	2.7	3.0	調査中	2.9	
		T-N	0.23	0.34	0.32	0.30		0.30	
		T-P	0.008	0.008	0.007	0.007		-	
	南湖	COD	4.7	4.0	4.2	4.2		4.2	
		T-N	0.30	0.39	0.38	0.36		0.33	
		T-P	0.017	0.015	0.017	0.018		0.018	
児島湖	COD	9.8	9.1	9.0	8.3	調査中	7.5		
	T-N	1.3	1.3	1.5	1.3		1.2		
	T-P	0.18	0.19	0.21	0.19		0.17		
諏訪湖	COD	7.1	6.0	6.2	7.3	調査中	H 18	4.8	
	T-N	0.73	0.89	1.0	0.69			0.75	
	T-P	0.047	0.044	0.055	0.053			0.050	
釜房ダム貯水池	COD	2.5	2.6	2.7	2.7	調査中	H 18	2.0	
	T-N	0.55	0.61	0.59	0.61			0.46	
	T-P	0.014	0.016	0.015	0.19			0.013	
中海	COD	5.6	5.2	7.3	5.3	調査中	H 20	4.6	
	T-N	0.46	0.43	0.50	0.42			0.50	
	T-P	0.041	0.043	0.049	0.039			0.048	
宍道湖	COD	5.2	5.1	5.4	4.9	調査中	H 20	4.5	
	T-N	0.54	0.43	0.54	0.54			0.44	
	T-P	0.47	0.044	0.047	0.039			0.043	
野尻湖	COD	1.9	1.7	1.9	1.7	調査中	H 20	1.5	
	T-P	0.006	0.004	0.006	0.005			0.005	

目標 3-4	土壌環境の保全						
	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。						
環境白書での位置づけ	3章6節 土壌環境の安全性の確保						
関係課・室	土壌環境課						
指標の名称及び単位	<p>農用地土壌汚染対策地域の指定解除率[%] 土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率[%] ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率[%] (参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[ha] (参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累積)[ha] (参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末)[地域] (参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)[地域] (参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)[区域] (参考)汚染の除去により指定区域が解除された数(累計)[区域] (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[m^2] (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)[m^2] (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(年度末)[地域] (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域解除数(累計)[地域]</p>						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	77	85	85	85	85	-	100
	-	100	100	100	100		100
	0	0	0	50	60		100
	6,275	6,276	6,376	6,376	6,577		-
	4,838	5,337	5,390	5,390	5,559		-
	19	17	17	17	19		-
	49	51	52	52	52		-
	-	21	43	48	76		-
	-	4	26	50	77		-
	5,295	5,295	5,637	19,047	28,017		-
	0	0	0	5,272	5,637		-
2	2	3	2	2	-		
0	0	0	2	3	-		
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-		
	根拠等	、 ~ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項及び第4条第1項 、 、 土壌汚染対策法第5条 、 ~ ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第30条					
評価・分析	<p>【必要性】 土壌汚染は典型7公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壌環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。 本件施策については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法によりその対策が体系的に整理されている。</p> <p>【有効性】 農用地土壌汚染対策については、平成18年度、対策地域の地域指定(201ha)と指定解除(169ha)が共にあり、指定解除率は結果として変化しなかったものの、対策事業は着実に実施されている。 市街地等土壌汚染対策についても、土壌汚染対策法に基づく調査の実施など着実に事業が実施されている。 ダイオキシン類土壌汚染対策については、平成18年度、1地域で対策が完了し、対策地域の指定が解除されており、対策が着実に実施されている。</p>						

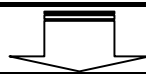
	<p>環境基準等の設定について、データ収集及び実態調査の実施により一定の知見が集積された。</p> <p>【効率性】 農用地土壌汚染については汚染が広域的であることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。</p> <p>市街地等の土壌汚染対策については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととした。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染者負担の原則に則り、汚染原因者に実施を求めることとなっている。このような仕組みから、土地所有者等が必要とする低コストな技術開発や、汚染対策及び射撃場に係る鉛汚染の調査・対策の考え方についての技術指針の提供も進んだ。</p> <p>一方、土壌汚染対策法に基づく指定区域の解除に繋がらない覆土や舗装などの対策措置も、人の健康被害の防止を図るための基準に適合しているにもかかわらず、周辺住民のリスクコミュニケーションの難しさもあり、費用がかかる掘削除去が行われる事例が多いのが実態であり、より合理的な対策手法の選択を容易にすることで効率性向上を図る必要がある。</p> <p>ダイオキシン類土壌汚染については汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。</p>
--	--



< 今後の展開 >	
<p>土壌汚染対策法の施行後 4 年が経過したことを踏まえ、土壌汚染に関する様々な状況を把握し、制度等の必要な見直しについて検討する。</p> <p>土壌汚染対策に係るリスクコミュニケーションを推進する。</p> <p>油汚染対策ガイドライン及び射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドラインのフォローアップ</p> <p>土壌汚染調査・対策に関して、より低コスト化を図るため、技術開発を促進する。</p> <p>食品の基準の見直し状況を踏まえ、農用地土壌汚染対策地域の指定要件や調査方法について、新たな食品基準に即した農用地土壌汚染対策への対応を進める。</p> <p>土壌中のダイオキシン類の簡易測定法に関する評価・検討を行う。</p>	

目標 3-5	ダイオキシン類・農薬対策							
	ダイオキシン類について、総排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減し、環境基準の達成率を 100%にする。また、農薬について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。							
環境白書での位置づけ	5 章 2 節 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進							
関係課・室	ダイオキシン対策室、農薬環境管理室							
指標の名称及び単位	ダイオキシン類排出総量削減率(H15 年比(H15 年以前は H9 年比)) [%] ダイオキシン類に係る環境基準達成率 [%] ア. 大気 イ. 公共用水域水質 ウ. 公共用水域底質 エ. 地下水質 オ. 土壌 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数 [剤数]							
指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値	
指標	88	95	10	13	集計中	H22 年	約 15	
	ア	99.7	99.9	100	99.9	集計中	-	100
	イ	97.2	97.6	97.9	98.0	集計中	-	100

	ウ	97.6	99.5	99.7	99.6	集計中		100
	エ	99.9	100	99.9	100	集計中		100
	オ	100	99.9	100	99.8	集計中		100
		-	-	-	0	1	H22年度	300
目標を設定した根拠等	基準年	H15年 H17年			基準年の値	372～400g-TEQ/年 0		
	根拠等	わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準(平成17年4月施行)						
評価・分析	【必要性】 農薬は開放系で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、登録前に当該物質の水産動植物に対する毒性与環境中予測濃度の比較によるリスク評価を実施し、適切な登録保留基準を設定することが、生態系保全の観点から重要かつ有効である。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、更に事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。							
	【有効性】 農薬取締法に基づき新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を順次進めており、今後、基準設定農薬数の着実な増加が期待される。 平成17年のダイオキシン類の排出総量は平成15年比で約13%削減されており、目標達成に向けその削減は順調に進んでいる。また、平成17年度のダイオキシン類対策特別措置法の常時監視等の環境調査結果より、環境基準は概ね達成している。総じて、ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えられる。							
	【効率性】 農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合は、より詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に応じたコストが課される制度が実現しており、当該施策を実施するにあたっての効率性も考慮されている。 平成17年より、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。また、平成18年3月には、生物検定法に関する精度管理の手引きを策定しており、品質や信頼性についても考慮している。							



< 今後の展開 >

農薬について、新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を迅速に進める。

ダイオキシン類等非意図的生成物の削減にあたり残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)においてその利用が規定されている利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)についての指針が平成19年5月に採択された。指針採択後、指針記載事項に関して国内対応が求められることから、必要に応じて、国内での施設別の対策の見直しに向けた検討を行う。

小型焼却炉対策としては、排出実態調査・インベントリー推計の見直しや、事業者に対し自主管理を促す方策等による排出削減を進める。

臭素系ダイオキシン類については、引き続きその実態把握、リスク評価を進める。今後は、WHOの検討状況等も踏まえて、国内における対策を検討していく。

簡易測定法については、既に公定法化されている生物検定法に関する検証・改善及び機器分析法の追加による分析手法の向上を図る。

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
 (自動車NOx・PM法)(平成4年法律第70号)
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)
 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
 振動規制法(昭和51年法律第64号)
 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
 工業用水法(昭和31年法律第146号)
 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)
 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)
 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)
 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)
 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)
 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)
 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
 農薬取締法(昭和23年7月法律第82号)
 公害防止用設備に係る税制優遇、自動車税のグリーン化等の税制優遇
 日本政策投資銀行等による低利融資

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H18当初 H19当初 H20反映		
		H18当初	H19当初	H20反映
3-1	大気汚染防止規制等対策費	13,852	16,415	
	有害大気汚染物質排出抑制対策推進事業	45,827	45,979	
	アスベスト対策調査	47,108	50,582	
	高排出量化学物質モニタリング調査事業	16,077	15,718	
	非意図的生成の残留性有機汚染物質(大気)対策調査費	40,877	38,062	
	排出基準等緊急立入調査費	3,156	2,787	
	総合大気環境保全対策検討調査費	60,359	36,244	
	揮発性有機化合物(VOC)対策費	187,431	119,947	
	大気環境監視システム整備経費	101,628	75,295	
	大気汚染特別調査費	1,519	1,366	
	有害大気汚染物質モニタリング推進事業	172,192	131,774	
	花粉観測体制整備費	109,670	97,301	
	アジア諸国における石綿対策技術支援費	-	13,196	
	自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費 (H.20 名称変更:都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推 進費)	238,331	193,314	
	低公害車普及推進費	33,634	30,556	
	オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	44,340	52,837	
	低公害(代エネ・省エネ)車普及事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	×
	次世代技術普及事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	×
	自動車使用合理化推進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	×
	船舶排出大気汚染物質規制検討調査	6,527	6,305	
	21 ディーゼル自動車等排出ガス低減施策検討調査	10,730	14,390	
22 自動車からの有害大気汚染物質排出実態調査	14,820	13,363		

3-1	23 粒子状物質の粒子数等排出特性実態調査及び測定法の確立	52,553	44,956	
	24 試験モード外(オフサイクル)の排出ガス実態調査	9,313	8,610	×
	25 新燃料の有害性及び使用時の排出ガス実態調査	21,587	19,969	×
	26 潤滑油の品質及び排出ガス影響調査	11,397	6,785	
	27 新たな特殊自動車の排出ガス試験モードの検討・調査	-	23,953	
	28 アジア EST の実現に向けた技術支援	-	34,500	×
	29 大気環境基準等設定調査費	16,723	41,093	
	30 大気汚染環境監視測定網整備運営	122,372	110,842	
	31 総合環境モニタリング検討調査	5,709	5,580	
	32 大気環境監視適正化事業	-	7,445	
	33 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費	10,504	10,111	
	34 公害防止管理実施状況調査	3,287	3,259	
	35 自動車交通環境監視測定費	87,098	85,107	
	36 環境測定分析精度向上対策経費	40,301	40,301	
	37 微小粒子状物質等の曝露影響調査研究費	309,952	286,000	
	38 主体間連携モデル推進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	×
	39 国際連合地域開発センター拠出金	30,000	30,000	
	40 光化学オキシダント等常時監視精度管理事業	-	-	新
	41 有害大気汚染物質排出状況把握調査	-	-	新
	42 微小粒子状物質(PM2.5)対策等調査費	-	-	新
	43 光化学オキシダント動向等調査費	-	-	新
	44 低公害車普及事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	新
	45 自動車省CO2対策推進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	新
	46 船舶の省CO2対策の推進に向けたモデル事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	新
	47 環境的に持続可能な交通(EST)の実現に向けたモデル事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	新
	48 バイオ燃料使用時の未規制物質の排出実態調査	-	-	新
	49 自動車排出ガス対策効果等に関する検討	-	-	新
50 日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力検討	-	-	新	
51 国際連合地域開発センター拠出金	30,000	30,000		
3-2	自動車騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂	27,305	27,711	
	新たな自動車定置騒音試験法の検討調査	-	10,004	
	交通騒音に係る環境基準情報の管理	3,961	3,916	×
	良好な大気生活環境保全推進費	18,399	17,445	
	騒音・振動規制対策費	40,989	52,821	
	悪臭防止対策費	27,300	22,682	
	騒音による住民反応(不快感)に関する社会調査	6,296	5,991	
	交通振動騒音低減対策推進調査	19,366	17,405	
	道路交通振動対策調査	7,128	6,828	
	自動車単体騒音対策検討・調査費	28,467	-	×
	自動車の市街地走行騒音検討・調査	8,000	6,953	
	クールシティ推進事業	106,603	98,189	
	クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル街区形成促進事業)(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	主体間連携モデル推進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	×
	タイヤ単体騒音実態調査	-	-	新
良好な感覚環境形成のための街作りの推進調査	-	-	新	

	水質環境基準検討調査費	131,305	139,630	
	水質環境基準生活環境項目検討調査	56,688	54,528	
	水環境の健全性指標検討調査	26,420	23,059	
	水環境における有害物質リスク管理手法検討調査	55,867	80,169	
	水質汚濁物質排出実態等総合調査	25,200	24,741	
	ダイオキシン類水質基準対象施設拡充検討調査	29,404	21,030	×
	水質汚濁物質排水規制点検事業	12,624	14,867	
	水生生物保全のための環境管理等検討調査	12,606	11,660	
	生活排水対策啓発等推進	3,564	4,107	
	生活雑排水の性状に関する検討調査	10,000	9,105	
	硝酸性窒素浄化対策手法検討調査費	26,000	21,921	
	硝酸性窒素重点地域対策モデル事業	14,000	13,508	×
	底質調査	4,095	4,091	
	ダイオキシン類底質測定検討調査	15,000	13,782	
	効率的・先進的な水環境監視手法開発調査	22,000	29,446	
	水環境監視基準確立調査	20,000	17,410	
	水質環境情報高度利用システム推進	28,669	28,345	
	水質環境総合管理情報システム運営経費	10,498	15,170	
	水質監視業務関連システムの改善	-	22,000	
	健全な水循環の構築に向けた地下水管理手法調査	44,964	39,815	
3-3	21 地盤沈下対策調査費	13,597	13,565	×
	22 地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査 (H19 名称変更:地域の健全な水環境の確保及び保全支援調査)	17,758	21,034	
	23 湧水復活・保全活動支援の推進調査	-	15,000	
	24 クールシティ推進事業	103,516	79,872	
	25 クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル 街区形成促進事業)(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	26 水辺環境保全活動推進費	10,031	9,673	
	27 水環境保全活動の普及支援事業	26,975	26,276	
	28 簡易水質診断手法推進	4,900	4,058	
	29 世界の水環境保全のための国際的活動経費	124,726	118,500	
	30 2008年サラゴサ国際博覧会における普及啓発事業調査	-	9,000	
	31 健全な水循環・環境用水確保方策及び保全方策等検討調査	24,317	-	×
	32 湖沼水質保全計画策定支援調査	11,825	-	×
	33 湖沼流入負荷削減対策推進費	29,962	26,340	×
	34 いきづく湖沼ふれあいモデル事業	25,448	12,000	×
	35 流出水対策推進モデル計画策定調査	36,400	35,748	
	36 湖辺植生維持管理手法確立調査	8,000	6,129	
	37 琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査	-	50,000	
	38 総量削減状況解析等調査	34,672	36,409	
	39 広域総合水質調査	45,180	41,018	
	40 水質汚濁メカニズム検討調査	21,360	19,009	
	41 瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査	22,889	14,402	
	42 瀬戸内海環境保全普及活動推進費	39,050	17,531	
	43 有明海・八代海総合調査評価委員会経費	10,691	9,189	
	44 有明海・八代海水環境調査	55,102	49,990	×
	45 有明海・八代海再生方策検討調査	47,190	-	×

3-3	46 貧酸素水塊発生機構解明調査	49,504	-	×
	47 閉鎖性海域環境情報システム整備費	8,000	-	×
	48 豊かな沿岸環境回復のための閉鎖性海域水環境保全中長期ビジョンの策定調査	-	67,878	
	49 有明海・八代海再生重点課題対策調査	-	66,528	
	50 有明海・八代海総合調査推進費	-	13,598	
	51 東アジア諸国における水質総量規制制度支援事業	-	6,158	
	52 窒素・りん暫定排水基準適用事業場調査	-	6,497	×
	53 3Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査	-	-	新
	54 地球温暖化による公共用水域の水質への影響調査	-	-	新
	55 多様な生物を育む健全な湖沼づくり事業	-	-	新
	56 G8サミット関連シンポジウム開催等経費	-	-	新
	57 硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査	-	-	新
	58 新たな地下水の総合的管理制度検討調査	-	-	新
	59 里海創生支援事業	-	-	新
	60 有明海・八代海フォローアップ調査	-	-	新
61 京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業「再掲:1-3」	-	-	新	
3-4	農用地土壌環境基準等検討調査	35,159	32,937	
	カドミウム新基準対応費	18,046	-	×
	農用地土壌汚染対策地域指定促進調査費	10,000	9,233	×
	農用地土壌環境調査手法検討費	-	16,000	
	市街地土壌環境基準等検討調査	115,670	94,218	
	市街地土壌環境保全対策検討費	8,635	8,560	
	市街地土壌汚染調査・対策技術検討調査費	265,017	201,994	
	優良土壌環境事業普及促進費	15,241	15,689	
	土壌環境リスクコミュニケーターの登録・研修等事業	-	18,644	
	ダイオキシン類土壌環境基準等検討調査	20,000	19,978	
	ダイオキシン類土壌汚染調査・測定技術検討調査費	15,000	15,289	
	ダイオキシン類汚染土壌浄化技術等確立調査	163,278	130,625	
	ダイオキシン類土壌汚染対策費補助	720,374	100,000	
ダイオキシン類汚染土壌対策指針検討調査	-	11,000		
3-5	ダイオキシン類削減対策総合推進費「再掲:4-3」	-	-	
	ダイオキシン類総合調査費「再掲:6-2」	-	-	
	環境技術開発等推進費(うち、環境リスク評価分野)の内数「再掲:9-3」	-	-	
	ダイオキシン類未規制大気汚染源対策等検討	47,602	45,466	
	ダイオキシン類総合対策費	154,288	151,665	
	排出基準等緊急立入調査費「再掲:3-1」	-	-	
	ダイオキシン類水質基準対象施設拡充検討調査「再掲:3-3」	-	-	×
	ダイオキシン類底質測定検討調査「再掲:3-3」	-	-	
	ダイオキシン類土壌環境基準等検討調査「再掲:3-4」	-	-	
	ダイオキシン類土壌汚染防止対策費	898,652	256,914	
	ダイオキシン類土壌汚染調査・測定技術検討調査費「再掲:3-4」	-	-	
	ダイオキシン類汚染土壌浄化技術等確立調査「再掲:3-4」	-	-	
	ダイオキシン類土壌汚染対策費補助「再掲:3-4」	-	-	
	ダイオキシン類汚染土壌対策指針検討調査「再掲:3-4」	-	-	
	廃棄物処理等科学研究費補助金「再掲:4-3」	-	-	
	廃棄物循環型処理施設の内ごみ処理施設の内数(対象事業を積み上げ)「再掲:4-3」	-	-	
	廃棄物循環型処理施設のうちごみ燃料化施設「再掲:4-3」	-	-	
農薬対策推進費	188,904	176,910		

環境汚染等健康影響基礎調査費	34,930	134,704	
農薬対策調査研究費	102,645	28,947	

終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
3-1-	予算事項の統合のため。	3-1-44へ統合。
3-1-	予算事項の統合のため。	3-1-44へ統合。
3-1-	予算事項の統合のため。	3-1-45へ統合。
3-1-24	オフサイクル時の排出ガス特異状況が発生することが確認できたため。	排出ガス特異状況が発生するメカニズム等について必要に応じて検討する。
3-1-28	単年度事業のため。	事項の廃止。
3-1-38	予算事項の組替のため。	3-1-47へ移行。
3-2-	予算事項の組替のため。	3-2- へ統合。
3-2-	予定の終期どおり。	H.19 から 3-2- へ移行。
3-2-	予定の終期どおり。	事項の廃止。
3-3- 3-5-	ダイオキシンの主な排出源である工場・事業場について、その大半が既に法規制の対象施設となっているため。	今後、他の予算の枠組みの中で、継続的に知見を収集するとともに、必要に応じて、新たな対象施設の追加について検討を行う。
3-3-12	予定の終期どおり。	3-3-57「硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査」へ移行。
3-3-21	予定の終期どおり。	3-3-58「新たな地下水の総合的管理制度検討調査」へ移行。
3-3-31	予定の終期どおり。	H.19 から 3-3-22へ移行。
3-3-32	予定の終期どおり。	H.19 から 3-3-37へ移行。
3-3-33	予定の終期どおり。	事業の成果について、他の予算で実施する汚濁メカニズムの解明等、更なる湖沼の水質保全対策に向けた調査・検討に資するとともに、都道府県へ周知し、湖沼の水質保全の取組みに活用する。
3-3-34	予定の終期どおり。	事業の成果について、様々な会議等の場を活用し、地方公共団体、NGO等に対し普及啓発を図る。
3-3-44	予定の終期どおり。	事業の成果について、地方自治体・大学等研究機関等に提供し、今後の有明海・八代海の環境保全施策に資する。
3-3-45	予定の終期どおり。	事業の成果について、地方自治体・大学等研究機関等に提供し、今後の有明海・八代海の環境保全施策に資する。
3-3-46	予定の終期どおり。	事業の成果について、得られた知見を更に活用し、他の予算で実施する総合的な閉鎖性海域対策の検討に資する。
3-3-47	予定の終期どおり。	事業の成果について、国際的な調査研究のデータベースとして閉鎖性海域対策の検討に資する。
3-3-52	予定の終期どおり。	事業の成果について、平成20年度に見直し予定である暫定排水基準の検討に資する。
3-4-	予定の終期どおり。	H.19 から 3-4- へ移行
3-4-	予定の終期どおり。	事項の廃止

特記事項

< 政府重要政策としての該当 >

< 当該施策に係る府省庁 >

< 昨年度評価書からの変更点 >

目標 3-1 の指標 については、中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第 8 次答申)」(平成 18 年 11 月)に基づきクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの指針値が設定されたため、当該項目を追加した。

目標 3-1 の指標 については、平成 18 年 4 月に閣議決定された第 3 次環境基本計画における指標と整合性をとるため追加した。

目標 3-2 の指標 については、昨年度の数値に誤植があったため、今年度修正した。

目標 3-2 の指標 については、ヒートアイランド対策について施策評価及び今後の展開の参考として載せていく必要があるため追加した。

目標 3-3 の指標 については、第 3 次環境基本計画において「湧水の把握件数」が「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」の参考とされたことから追加した。

目標 3-3 の指標 ~ において「全窒素、全リン」の個別指標から「全窒素・全リン」にまとめた理由は次のとおり。水質総量規制においては、「全窒素」「全リン」を個別に規制しており、各項目毎に環境基準値の適合状況を達成率として記述してきたところである。一方、これら項目は栄養塩類として海域の富栄養化をもたらすという共通の性質をもち、海域の富栄養化改善状況を評価する上では両項目をともに達成するという観点が必要である。また、平成 17 年 5 月に答申された「第 6 次水質総量規制の在り方について」(中央環境審議会)においても、両項目が共に環境基準値に適合していることをもって達成率を評価したところである。

目標 3-3 の指標 の目標年については、これまで第 5 次水質総量規制の目標年度である「平成 16 年度」を目標年としていたが、平成 18 年 11 月に、目標年度を「平成 21 年度」とした第 6 次水質総量規制にかかる総量削減基本方針が策定されたことから、目標年を修正した。

目標 3-4 の指標 については、昨年度の数値に誤植があったため、今年度修正した。

各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	3-1-	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率
	3-1-	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率
	3-1-	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率
	3-1-	(間接)低公害車の普及台数
	3-1-	(間接)燃料電池自動車の普及台数
	3-1-	(参考)一般環境大気測定局の数
	3-1-	(参考)自動車排出ガス測定局の数
	3-2-	騒音に係る環境基準達成率(一般地域)
	3-2-	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)
	3-2-	航空機騒音に係る環境基準達成率
	3-2-	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率
	3-2-	(参考)騒音に係る苦情件数
	3-2-	(参考)振動に係る苦情件数
	3-2-	(参考)悪臭に係る苦情件数
	3-2-	(参考)都市域における年間の 30 超高温時間数、熱帯夜日数
	3-2-	(参考)スターウォッチングネットワーク参加者数
	3-3-	健康項目基準達成率
	3-3-	生活環境項目(BOD/COD)基準達成率
	3-3-	各湖沼水質保全計画に定める目標値
	3-3-	瀬戸内海における水質環境基準の達成率
3-3-	瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率	

	3-3-	大阪湾における水質環境基準達成率
	3-3-	東京湾における水質環境基準の達成率
	3-3-	伊勢湾における水質環境基準の達成率
	3-3-	有明海における水質環境基準の達成率
	3-3-	八代海における水質環境基準の達成率
	3-3-	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量
	3-3-	赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海)
	3-3-	地下水基準達成率
	3-3-	年間2cm以上の地盤沈下面積
	3-3-	湧水の把握件数
	3-3-	(間接)排水基準違反件数
	3-3-	(間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率
	3-3-	(参考)常時監視における要監視項目測定地点数
	3-3-	(参考)公共用水域水質等常時監視における測定地点数
	3-3-	(参考)瀬戸内海における埋立免許面積
	3-3- 21	(参考)地下水質常時監視における測定井戸数
	3-3- 22	(参考)全国水生生物調査参加者数
	3-4-	農用地土壌汚染対策地域の指定解除率
	3-4-	土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率
	3-4-	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率
	3-4-	(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)
	3-4-	(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累積)
	3-4-	(参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末)
	3-4-	(参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)
	3-4-	(参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(累計)
	3-4-	(参考)汚染の除去により指定区域が解除された数
	3-4-	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積
	3-4-	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除面積
	3-4-	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(年度末)
	3-4-	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域解除数(累計)
	3-5-	ダイオキシン類排出総量削減率(H15年比)
	3-5-	ダイオキシン類に係る環境基準達成率
	3-5-	新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数
指標の解説	3-1-	ア～オ:全国の一般環境大気測定局において、環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 カ～ケ:環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 コ～タ:環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を達成している割合
	3-1-	:全国の自動車排出ガス測定局において、環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合
	3-1-	:自動車NOx・PM法の対策地域に設置された自動車排出ガス測定局において、環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合
	3-1-	:低公害車アクションプランに基づく、低公害車の普及台数
	3-1-	:燃料電池自動車の普及台数
	3-1-	:一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局の数
	3-1-	:自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局の数

- 3-2- :騒音に係る環境基準の達成状況。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋
- 3-2- :騒音に係る環境基準達成の住宅等戸数及びその割合(環境基準達成住宅等戸数 / 全住宅等戸数)
- 3-2- :地方自治体が測定した測定地点における、航空機騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合
- 3-2- :地方自治体が測定した測定地点における、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合
- 3-2- :全国での騒音苦情件数。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋
- 3-2- :全国での振動苦情件数。振動規制法施行状況調査結果から抜粋
- 3-2- :全国での悪臭苦情件数。悪臭防止法施行状況調査結果から抜粋
- 3-2- :毎年度の東京管区気象台の観測結果を引用
- 3-2- :全国星空継続観察の参加者数。全国星空継続観察実施業務報告書から抜粋

- 3-3- :毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち健康項目における水質測定地点数に対する基準達成地点数の割合
- 3-3- :毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち生活環境項目における水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合
- 3-3- :各湖沼水質保全計画の最終年度における各指定湖沼の水質目標値
- 3-3- ~ :毎年度、地方公共団体等が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、これにより測定された、各海域毎の COD、全窒素・全燐の水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合を指標としている。
- 3-3- :水質総量規制の成果を把握するため、各種発生源による COD、窒素、燐の汚濁負荷量を指標としている。
- 3-3- :赤潮は養殖漁業へ被害を与えるとともに、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となるため、赤潮発生件数を水環境の保全の指標としている。
- 3-3- :毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき地下水の水質常時監視を実施しており、そのうち、概況調査における測定井戸本数に対する環境基準達成井戸本数の割合
- 3-3- :地盤沈下の監視の結果、年間 2cm 以上の地盤沈下のあった面積 (km²)
- 3-3- :全国の地方公共団体が把握している湧水の数
- 3-3- :水質汚濁防止法における排水基準に対し違反のあった件数(法第 12 条の 1、法第 14 条の 2 第 3 項、法第 18 条)
- 3-3- :対策のための調査、検討等に着手している都道府県などの割合 / 対策が完了した割合
- 3-3- :毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する要監視項目における測定地点数
- 3-3- :毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する公共用水域水質等常時監視における測定地点数(検体数)
- 3-3- :瀬戸内海において公有水面埋立法による免許および承認がなされた埋立面積
- 3-3- 21 :毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する地下水質常時監視における調査種別毎の測定井戸数
- 3-3- 22 :全国水生生物調査は、川の中にどのような生きものがすんでいるかを調べることによって、その地点の水質の程度を知ることができる調査である。本調査は、分かりやすく、誰でも簡単に参加できるという利点があり、調査参加者の水環境への関心を高める良い機会となる。このため、地方公共団体の協力を得て広く一般の方の参加を呼びかけ、全国で調査を実施しているもの。

- 3-4- :農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条により指定された農用地土壌汚染対策地域の指定解除率(/)
- 3-4- :土壌汚染対策法第 5 条に基づき指定された区域(指定区域)のうち、土地の現況や利用方法等からみて、人の健康被害を防止するために新たに汚染の除去等の措置を講ずることが必要であることが判明したものについて、必要な措置が実施され、又は具体的措置の検討が行われている区域の割合。
- 3-4- :ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づき指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率(/ (+))
- 3-4- :農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき農用地土壌汚染対策地域に指定された地域の

	<p>累積面積</p> <p>3-4- : 対策事業が完了し対策地域の指定が解除された累積面積</p> <p>3-4- : 当該年度末に農用地土壌汚染対策地域に指定されている地域数 (一部が指定解除された地域を含む)</p> <p>3-4- : 農用地土壌汚染対策地域の指定が全解除された地域数の累計</p> <p>3-4- : 土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)</p> <p>3-4- : 土壌の特定有害物質に係る汚染の除去等の措置のうち、掘削除去又は原位置浄化による土壌汚染の除去が行われ、指定基準に適合する状態となったことから、区域の指定が解除された区域数の累計</p> <p>3-4- : ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積</p> <p>3-4- : 対策事業が完了し対策地域の指定が解除された累積面積</p> <p>3-4- : 当該年度末にダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定されている地域数</p> <p>3-4- : ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定が解除された地域数の累計</p> <p>3-5- : ダイオキシン類の排出総量/平成 15 年のダイオキシン類の排出総量(H15 年までは H9 年比)</p> <p>3-5- : 環境基準を達成した測定地点数/測定地点数</p> <p>3-5- : 水産動植物への被害防止の観点から農薬の登録を認めるかどうかの基準であり、平成 17 年 4 月の改正基準の施行により、個別農薬ごとの基準値を設定することとされた。</p>
評価に用いた資料等	<p>3-1- ~ : 大気汚染状況報告(公開)</p> <p>3-1- : 地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果(公開)</p> <p>3-2- : 平成 17 年度 自動車交通騒音実態調査報告</p> <p>3-2- : 騒音規制法施行状況調査結果(公開)</p> <p>3-2- : 振動規制法施行状況調査結果(公開)</p> <p>3-2- : 悪臭防止法施行状況調査結果(公開)</p> <p>3-2- : 東京管区気象台の観測結果(公開)</p> <p>3-2- : 全国星空継続観察実施業務報告書(公開)</p> <p>3-5- : ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)</p> <p>3-5- : ダイオキシン類に係る環境調査結果</p>



指標に影響を及ぼす外部要因	<p>農薬の登録は申請主義であるため、申請数及び基準設定に係る資料の申請者(農薬製造メーカー)の準備状況により、設定数は影響を受ける。</p>
---------------	---